特別な選考方法について(未定稿)

※新たな学術会議の会員となる候補者については、現会員等に加えて、外部(大学、学協会、国研、産業界など)からも 推薦を受ける(通常の会員選者の場合と同じ)

推薦を受ける(通常の会員選考の場合と同じ) _※(P)現会員、元会員も新たな学術会議の会員の候補者となり得る				
	平成17年法改正	A	В	C
特別な選考委員会	会長が、学識経験のある者のうちから、総合科学技術会議の指定議員、学士院院長と協議の上、選考委員を任命する	会長が、学識経験のある者のうちから、学術に関する研究の動向や産業・国民生活における学術に関する研究成果の活用の状況等に関し広い経験と高い識見を有するものであって、内閣総理大臣の指定する者と協議の上、選考委員を任命する	設立委員が、学識経験のある者のうちから、学術に関する研究の動向や産業・国民生活における学術に関する研究成果の活用の状況等に関し広い経験と高い識見を有するものであって、内閣総理大臣の指定する者と協議の上、選考委員を任命する (選考委員会は内閣府に置く)	設立委員が、学識経験の ある者のうちから、 <u>選考</u> 委員を任命する (選考委員会は 内閣府 に
	(選考委員会は 学術会議 に置く)	<u>(</u>)		<u>置く</u>)
	選考委員が新会員 の候補者を選考す る	選考委員が新会員の候補者を選考する	選考委員が新会員の候補者を選考する	選考委員が新会員の候補 者を選考する
選考委員会 の選考結果	選考委員会の選考 結果を <u>本則で選ば</u> れた会員とみなす	学術会議は、選考委員会の選考 結果を設立委員に報告する	_	_

会員の選定 ―

設立委員は、選考委員会の選考 結果に基づいて会員を選定する

設立委員は、選考委員会の選考 結果に基づき、学術会議の意見 を聴いて、会員を選定する

設立委員は、選考委員会 の選考結果に基づき、学 術会議の意見を聴いて、 会員を選定する